

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構
会計監査人候補者選定に係る企画競争

選定要項

令和4年2月

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構

1. 概要

(1) 自然科学研究機構概要

自然科学研究機構（NINS）は、宇宙、エネルギー、物質、生命等に係る大学共同利用機関（国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所、分子科学研究所）を設置・運営することにより、国際的・先端的な研究を推進する自然科学分野の国際的研究拠点として、全国の大学等の研究者に共同利用・共同研究の場を提供している。これらの共同利用・共同研究の成果は、参加した大学等と大学共同利用機関の成果であり、大学の研究力強化に貢献している。

(2) 本件企画競争に付する業務の内容等

①業務内容

業務名 大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計監査業務
業務内容 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第39条による

②対象施設

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

所在地 事務局 東京都港区虎ノ門4-3-13
国立天文台 東京都三鷹市大沢2-21-1ほか
※国内及び海外ブランチ（水沢 VLBI 観測所、野辺山宇宙電波観測所、ハワイ観測所及びチリ観測所）を含む
核融合科学研究所 岐阜県土岐市下石町322-6
岡崎3機関 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38ほか

③参加条件 競争参加者は、参加資格を満たしていることを証明する書類（以下、「参加表明書等」という。）及び評価のための本件業務の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下、「企画提案書」という。）を提出すること。

④提出書類 別紙1 提出書類一覧のとおり

⑤提出期限 令和4年2月22日（火）（競争参加表明書）
令和4年3月 3日（水）17：00（厳守）（企画提案書等）

⑥本件担当 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 事務局 財務課
電話：03-5425-2042
FAX：03-5425-1329

2 競争参加者の募集

(1) スケジュール

スケジュールは、以下のとおりである。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ①公示 | 令和4年2月 9日(水) |
| ②説明会 | 令和4年2月15日(火) |
| ③企画提案書等提出期限 | 令和4年3月 3日(水) |
| ④選考委員会(プレゼンテーション) | 令和4年3月14日(月) |
| ⑤選定結果通知 | 令和4年3月下旬 |

※ 選定された者を会計監査人第1候補者として文部科学大臣へ選任の申請を行う。

(2) 実施手続

①提出書類

競争参加者は、「参加表明書等」及び「企画提案書」を提出することとする。
なお、参加表明書等は、「別紙1 提出書類一覧」に定めるところに従い作成すること。

②企画提案書の内容

競争参加者が提出する企画提案書の提案項目等は、「別紙2 企画提案書作成要領」に示すとおりとする。

(3) 競争参加者は次の条件を満たしている者とする。

- ①準用通則法第41条に定める資格を有する者であること。
- ②準用通則法第41条第3項に該当しないこと。

3 会計監査人候補者を決定するための評価の基準

(1) 選考委員会の設置

大学共同利用機関法人自然科学研究機構は、会計監査人候補者の選定を公平かつ公正に行うために、選考委員会を設置する。

(2) 選考委員の構成

選考委員は、当機構会計監査人候補者選考委員会要領に基づき構成するものとする。

(3) 評価の方法

会計監査人候補者の決定は、企画競争によるものとし、提出された企画提案書の内容が本件業務の目的に合致しているか、実行可能であるか、また効果的なものであるかについて、選考委員が審査を行うものとし、その評価は「別紙3 評価項目・評価基準」のとおりとする。

なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料を求めることもある。

また、審査にあたっては提出された企画提案書等に係るプレゼンテーションを下記のとおり実施することとし、出席者の人数は3名以内とする。また、担当予定者にあ

っては必ず出席すること。「別紙3 評価項目・評価基準」において、必須とする項目を満たしていない者は不合格となり、選定対象とならない。

日 時：令和4年3月14日（月）※

場 所：自然科学研究機構事務局会議室（東京都港区虎ノ門4-3-13）

持ち時間：各競争参加者20分程度とする。

その他：提出した企画提案書を基に内容の説明を行うこと。

※プレゼンテーションの時間等の詳細については、企画提案書の提出期限後に別途連絡する。なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、オンラインによるリモート環境でプレゼンテーションを実施する場合がある。

（4）会計監査人候補者の選定方法

選考委員会において、企画提案書等に係るプレゼンテーションを踏まえ、提出された企画提案書、監査費用見積書等を、厳正かつ公正に総合的に評価して候補者を決定する。

（5）結果通知

選考委員会での審査結果を踏まえ、当機構内で所定の手続きを経た後、会計監査人候補者を選定する。結果については後日通知書を郵送する。評価の詳細については公表しない。

4. 契約締結等

（1）本企画競争の結果、会計監査人第1候補者に選定された者については、準用通則法第40条に基づき文部科学大臣の選任を受けた後、当機構との間で令和4年度会計監査契約を締結する。

（2）令和4年度以降令和6年度まで、会計監査人第1候補者が前年度監査業務の実績報告書及び次年度監査企画書を毎年度提出するものとし、当機構においてその内容を評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとする。（ただし、契約は年度ごとの単年度契約となる。）

なお、選定された者が重大な行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直し対象となる。

（3）監査報酬見積額については、令和4年度から令和6年度までの3年間の平均額をもって評価する。なお、令和4年度以降において、当機構の状況変化等により、当初の監査計画を大幅に変更するなど監査費用に多大な影響を及ぼす事情が生じた場合に限り、当該年度の監査企画書に詳細な理由を付して、見積額を変更することができるものとする。

（4）選定された提案者と企画書を基に契約条件を調整するものとする。なお、毎年度の契約金額については、当該年度の見積額を参考として、会計監査業務の内容を勘案して決定するため、見積額と必ずしも一致するものではない。また、文部科学大臣の選任が得られない場合及び契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があるが、当機構はその際の責めを負わないものとする。

(5) 留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ② 企画提案書の作成に当たり、他社の協力や援助を受けた場合は提案書にその旨を明記すること。
- ③ 提出された企画提案書等は、原則として返却しない。
- ④ 当機構は提出された企画提案書等を提出者に無断で使用しない。
- ⑤ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書等を無効とする。
- ⑥ 当機構から配布を受けた資料は、当機構の了解なく他に公表、使用することはできないものとする。
- ⑦ 契約後の業務内容は、企画提案書の内容から変更されることもある。

提出書類一覧

1. 大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計監査人候補者の選定にあたり、提出期限までに提出すべき書類は以下のとおりである。

提出書類名称	提出期限	備考
1. 競争参加表明書	令和4年2月22日（火）	様式1
2. 企画提案書	令和4年3月 3日（水） 17時（必着）	別紙2に基づくこと
3. 法人概要パンフレット		様式任意
4. 監査費用見積書		様式任意
5. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に関する資格等を証明する資料		通知書の写し等（該当する者）

2. 提出書類

(1) 競争参加表明書

様式1に基づき作成されたもの

- 提出部数 1部（紙媒体）
- 提出先 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 事務局財務課

(2) 業務の実施における企画提案書

(2)-1. 企画提案書

別紙2「企画提案書作成要領」に基づき作成されたもの
（A4サイズを基本とし、カラー、A3の折り込み可）

(2)-2. 法人概要等パンフレット

既存のパンフレット、冊子等がかまわない。
（A4サイズを基本とし、書式は自由）

(2)-3. 監査費用見積書

別紙2「企画提案書作成要領」との整合性を図ること。

(2)-4. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に関する資格等を証明する資料

- 提出部数 各10部（正本1部以外はコピーで可）及び電子データ
- 提出先 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 事務局財務課

企画提案書作成要領

企画提案書は、別紙3「評価項目・評価基準」の項目にしたがって作成し、ファイル等に綴じられた体裁にて提出すること。企画提案書には、下記の各評価項目について具体的に明記すること。

（様式等は自由であるが、下記項目の順に綴り、インデックス等を付すこと。また、別紙3「評価項目・評価基準」の「企画提案書頁番号」欄に、企画提案書の該当ページを記入し、冒頭ページに付すこと）

●監査法人の概要について

○. 監査法人概要

- ・ 法人名称、代表者氏名
- ・ 設立年月日・主たる事務所所在地・出資金
- ・ 業務収入（令和2年4月～令和3年3月）及び直近5カ年の収入総額
- ・ 当期利益（令和2年4月～令和3年3月）
- ・ 人員構成（社員数、公会計部門対応者人員）
- ・ 関与会社数・組織図

○経営状況の説明、健全業務、財務運営の取組

1. 監査実施体制

1-1. 監査計画（令和4年度から令和6年度の年度ごとに作成。なお、各年度において特筆すべき計画がある場合は明記すること。）

下記を含む、関連事項を明記すること。

- ・ 年間の監査実施日程（年間の監査実施日程、工程ごとの人員数、往査予定部署と時期を含む）
- ・ 効率的な往査計画

1-2. 監査チームの編成

- ・ 監査人の人員体制（監査を行うチームの構成表と各要員の職務内容、職責、分担、監査チームをサポートする支援体制等）
- ・ 監査チームの構成員ごとの業務実績（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人での業務実績）

2. 監査業務の実施方法

2-1. 業務内容・監査手法

- ・ 取り組み方針（着眼点等）
- ・ 決算監査の体制、IT監査の実施体制等

2-2. 指導助言体制

- ・ 会計基準改正等の情報提供（指導助言体制、具体的方法等）
- ・ 財務会計業務上に必要な指導助言等（指導助言体制、具体的方法等）

2-3. 監査品質管理体制

- ・ 会計監査人の所属する組織の審査体制（日本公認会計士協会が定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理体制の整備・実施状況）

2-4. 当機構との連携体制等

- ・ 役員、監事との意見交換（年2回以上）
- ・ 効果的な連携体制等（当機構の役員、監事、事務局財務課とのコミュニケーション、連携体制のあり方等、また、監査実施にあたり、当機構が準備、協力する事項等）

2-5. 特記事項

- ・ その他、監査業務の実施にあたり有用な提案等

3. 監査実績

3-1. 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に関する実績

- ・ 平成29年度から令和3年度の監査実績（実績法人名・具体的な提供サービスの内容（法定監査、任意監査、コンサルティング等）
- ・ 全国10カ所以上の事業所を持つ法人（民間企業を含む）の監査実績

3-2. 行政処分等

- ・ 平成29年度から令和3年度の行政処分等

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進

4-1. ワーク・ライフ・バランスへの取組に係る認定等

- ・ 認定対象の取得状況

5. 監査費用

5-1. 監査費用の妥当性・経済性

- ・ 提案内容との整合性
- ・ 経済的費用の提案

（令和4年度から令和6年度の年度ごとに作成。監査業務工程ごと、要員クラス別に人員数・単価を明示した内訳、旅費等の監査に付随する費用の考え方、監査契約に含まれるその他のサービスを明記）

6. その他参考となる事項

6-1. 会計監査人の資格等に関する事項

- ・ 会社法第337条第3項における欠格事由等の該当の有無
- ・ 公認会計士については、公認会計士法第24条及び第24条の2の該当の有無、監査法人については、同法第34条の11及び第34条の11の2の該当の有無
- ・ 公認会計士については、業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者、監査法人については、社員のうち業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者があるもの、または、公認会計士法第34条の21第2項

における業務の全部若しくは一部の停止を命じられたものでないことの該当の有無

6-2. 上記の事項以外で、監査の参考となる事項

評価項目・評価基準

評価項目		必須	基礎点	加算点	評価区分			企画提案書 番号
					大変優れている	優れている	普通	
1 監査実施体制								
1-1	監査計画	①年間の監査実施日程及び実施方法は実現可能なものであること	○	5	-	-	-	-
		②効率的な往査計画が作成されている場合は加算する		-	10	10	5	0
1-2	監査チームの編成	①監査人の人員体制の編成状況は適当と判断されるものであること	○	5	-	-	-	-
		②監査チームの構成員に独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人での監査業務実績を有している者が予定されている場合は加算する		-	5	満たしている 5	満たしていない 0	-
2 監査業務の実施方法								
2-1	業務内容・監査手法	①取り組み方針（着眼点等）が監査業務の実施にあたって実現可能なものであること。決算監査の体制、IT監査の実施体制が構築されていること	○	5	-	-	-	-
2-2	指導助言体制	①会計基準改正等の情報提供、財務会計業務上に必要な指導助言等を行う体制が構築され実現可能なものであること	○	5	-	-	-	-
		②効率的な指導助言体制が構築されている場合は加算する		-	5	5	3	0
		③決算の精度向上につながる効果的な指導助言体制が構築されている場合は加算する		-	5	5	3	0
2-3	監査品質管理体制	①会計監査人の所属する組織の審査体制（日本公認会計士協会が定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理体制の整備・実施状況）が構築され、十分機能していること	○	5	-	-	-	-
2-4	当機構との連携体制等	①役員、監事との意見交換を年2回以上行う体制が十分、かつ連携方法が実現可能なものであること	○	5	-	-	-	-
		②効果的な連携体制等（当機構の役員、監事、事務局財務課とのコミュニケーション、連携体制のあり方等、また、監査実施にあたり、当機構が準備、協力する事項等）が提案されている場合は加算する		-	5	5	3	0
2-5	特記事項	①その他、監査業務の実施にあたり有用な提案等がある場合は、その内容に応じて加算する		-	5	5	3	0
3 監査実績								
3-1	独立行政法人、国立大学法人等に関する実績	①平成29年度から令和3年度において、会計監査人に選任された実績を有すること	○	5	-	-	-	-
		②独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人への監査実績がある場合は加算する		-	5	5	3	1
		③平成29年度から令和3年度において、全国10カ所以上の事業所を持つ民間企業等の監査実績がある場合は加算する		-	5	満たしている 5	満たしていない 0	-
3-2	行政処分等	①平成29年度から令和3年度における行政処分等の状況に応じて加算する		-	5	5	3	0
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進								
4-1	ワーク・ライフ・バランスへの取組に係る認定等	①認定対象の取得状況		-	5	次頁参照		
上記評価点 計				点/35点満点	点/55点満点			
5 監査費用								
5-1	監査費用の妥当性・経済性	次式により価格における評価点を算出する 価格における評価点=30点 × (最低見積価格/見積価格)				点/30点満点		
総合評価点						点/120点満点		

4-1 ワーク・ライフ・バランスへの取組に係る認定等

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づく、ワーク・ライフ・バランスへの取組に係る認定等の項目及び配点

えるぼし認定（女性活躍推進法）	
認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	1点
認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	3点
認定段階3	4点
プラチナえるぼし認定	5点
行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））	1点
くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））	
旧くるみん認定（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）	2点
新くるみん認定（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）	3点
プラチナくるみん認定	4点
ユースエール認定（若者雇用促進法）	
ユースエール認定	4点
上記以外	0点

複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により評価する。

内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。